

# 成人式延期に伴う貸衣装解約料助成について

川俣町では令和3年1月に実施予定であった成人式を延期したことにより生じた貸衣装解約料等に対してその一部を助成します。

## 助成対象者

令和3年川俣町成人式に出席するために貸衣装（和装・洋装は問わない）を準備した者で、成人式の延期に伴い衣装にかかるキャンセル料または既に支払ったレンタル料のうちキャンセル後も返還されなかった費用（以下、解約料等という）が生じた方

## 助成内容

対象期間：令和2年12月24日から令和3年5月2日までに解約料等が確定したもの

助成額：解約料等の1/3の額（千円未満切り捨て）

※3万円を上限とします。

※新成人1人に対し、1回限りとします。

## 申請方法

成人式延期に伴う貸衣装解約料等助成申請書に下記の書類を添付し、生涯学習課（中央公民館）へ提出してください。郵便でも可能です。

## 申請期限

令和3年5月31日までです。（※土・日・祝日は除く）

郵送の場合は5月31日当日消印有効とします。

## 申請に必要な書類

- ・貸衣装を申し込んだことが確認できる書類の写し
- ・貸衣装の料金を支払ったことが確認できる書類の写し
- ・解約料等を支払ったことが確認できる書類の写し
- ・申請者本人（解約料等を負担した方）の振込先通帳等、口座名義・口座番号が分かるものの写し
- ・申請者本人以外の者の口座に振込を希望する場合は、その者の振込先通帳等、口座名義・口座番号が分かるものの写しと委任状（第2号様式）
- ・その他、町長が必要と認める書類

## その他

- ・1月の成人式に着用するために準備した貸衣装のキャンセル料等であれば申請の該当となります。
- ・申請にあたり貸衣装を着用しての前撮りの有無については問いません。
- ・現在キャンセル料等が発生していなくても、5月開催の成人式に出席できずキャンセル料等が発生した場合も該当とします。

## 申請先・問合せ先

〒960-1463 伊達郡川俣町字樋ノ口11

川俣町教育委員会 生涯学習課（中央公民館内）電話 024-565-2434

## 貸衣装解約料等助成事業 Q&A



どんな場合が助成の対象となるの・・・??  
自分では判断できない・・・

お気軽に担当までご相談ください。

担当：生涯学習課 024-565-2434

### (事例1)

成人式に出席するために貸衣装事業者から15万円の着物をレンタルし料金を支払った。12月に成人式の延期が決定したためレンタルした衣装をキャンセルすることになった。キャンセル料として、3万円の請求があった。(既に15万円を支払っているため12万円の返却があった)

⇒キャンセル料 30,000 円×1/3=10,000 円      ※10,000 円が助成額となる。

### (事例2)

成人式に出席するために貸衣装事業者から15万円の着物をレンタルし料金を支払った。12月に成人式の延期が決定したためレンタルした衣装のレンタル期間を5月2日まで延長してもらい、その衣装を着用し成人式に出席する。

⇒キャンセル料は発生しないため助成額なし

### (事例3)

成人式に出席するために貸衣装事業者から15万円の着物をレンタルし料金を支払った。12月に成人式の延期が決定したため、着物を返却することにした。(ただし、返却前に記念として着物を着用し写真を撮った)

⇒レンタル料 150,000 円×1/3=50,000 円  
50,000 円 > 上限 30,000 円      ※30,000 円が助成額となる。

(事務担当：川俣町教育委員会 生涯学習課 024-565-2434)